

一人親方について

○建設業界として目指す一人親方の基本的な姿

- ・請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主
 - 技能とは、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムのレベル3相当）の能力を有すること等
 - 責任とは、建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守することや、適正な工期及び請負金額での契約締結、請け負った工事の完遂、他社からの信頼や経営力があること等

○一人親方が建設企業と請負契約を締結している場合

建設工事の完成を目的とした請負契約に当たる場合

- ・建設業法令を遵守し、見積書を事前に交わすこと、書面契約の徹底をすること

建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合

- ・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること
- ・建設工事の完成を目的とした請負契約ではないため、建設業法の適用を受けないことに留意

元請企業の役割と責任

○下請企業が一人親方に対して再下請負をしている場合 → 「働き方自己診断チェックリスト」の活用を促し働き方の確認を行う

チェックリストの項目にあまり該当しない
⇒労働者に当てはまらない働き方

元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図の作成を行う

次のような一人親方に発注している企業については雇用契約の締結、社会保険の加入及び法定福利費の確保を促す

- ①10代の一人親方 ②経験年数3年未満の一人親方
- ③働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの

※上記①②は未熟な技能者の処遇改善や技能向上の観点からひとまずは雇用関係へ誘導していく方針

※再三の指導に応じず、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取扱い

元請企業の役割と責任

下請企業の役割と責任

○元請企業・下請企業が一人親方と直接、請負契約を締結している場合

建設工事の完成を目的とした請負契約に当たる場合

- ・建設業法令を遵守し、見積書を事前に交わすこと、書面契約の徹底をすること
- ・請負金額に雇い入れている同種の社員の賃金に必要な経費を加えた適切な報酬が支払われるよう努めるべき

一人親方との契約の形式が請負契約であっても、実態が元請（下請）企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合

- ・当該契約を履行するうえで働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと
- ・建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意

○元請企業・下請企業の令和8年度以降の対応

→ 一人親方に対して「働き方自己診断チェックリスト」の確認事務の軽減を図るため、不適正な一人親方の目安の運用を目指す

働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、「適正でない一人親方の目安」を策定することを目指す。そのため、働き方自己診断チェックリストの活用のあり方等について、本ガイドラインの運用状況等を踏まえつつ更なる検討を行い、令和5年度末を目途に一定の道筋を示す。

一人親方について

「第1. 趣旨」に中間取りまとめで示した一人親方について文章を追加

- ◎ 一人親方とは、請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる現場作業に従事する個人事業主。
- ◎ 技能として、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムのレベル3相当）の能力があること等が望まれ、また、責任とは、建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守すること、適正な工期及び請負金額での契約を締結していることや、請け負った工事の完遂がされること、他社からの信頼や経営力があること等が望まれる

元請企業の役割と責任

「（9）一人親方の実態の適切性の確認」を新設

①一人親方の実態を確認する必要性

- ◎ 元請企業は労災保険料の適切な算出や、令和6年4月1日以降に適用される時間外労働規制の導入への対応に向けて、当該作業員が、工事を請け負う個人事業主として現場に入場するのか、実態が雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として現場に入場するのか十分確認することが必要である。

②適切な施工体制台帳等の作成義務

- ◎ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切であることを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。確認には別紙4の働き方自己診断チェックリストを参考にすること。その結果、個人事業主としての一人親方と考えられる場合には、元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図を作成すること。

元請企業の役割と責任

- ③明らかに実態が雇用労働者であるにもかかわらず一人親方として仕事をさせている企業への対応
- ◎ 元請企業は、明らかに実態が雇用労働者でもあるにもかかわらず一人親方として仕事をさせている企業は、社会保険関係法令、労働関係法令や税法等の各種法令を遵守していないおそれがあることに留意すること。実態が雇用労働者でもあるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例として次のような場合が考えられる。
 - ア 年齢が10代の技能者で一人親方として扱われているもの
 - イ 経験年数が3年未満の技能者で一人親方として扱われているもの
 - ウ 働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの
- ◎ ア及びイについては未熟な技能者の処遇改善や技能向上の観点からひとまずは雇用関係へ誘導していく方針とする。
- ◎ ア～ウに該当する場合、元請企業は当該建設企業に雇用契約の締結、働き方に合った社会保険の加入及び法定福利費の確保を促すこと。その際に、法定福利費等の追加見積り等がなされた場合、元請企業と下請企業で十分に協議を行う必要がある。なお、再三の指導に応じず、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取扱とすること。
- ④元請企業が直接、一人親方と請負契約を締結する場合
- ◎ 建設業法を遵守し取引の適正化に努めること。そのため、見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底すること。また、建設工事を請け負う一人親方との請負契約は、請負金額に雇い入れている同種の社員の賃金に必要な経費を含めた適切な報酬が支払われるよう努めるべきである。
- ◎ なお、一人親方との契約の形式が請負契約であっても、実態が元請企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的としたものではなく、建設業法の適用を受けないことに留意すること。一人親方との契約を締結する前に、働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。

元請企業の役割と責任

⑤自社の労働者である社員として扱うことが適切でないと考えられる例の記載

◎雇用契約を締結していないにもかかわらず、自社の労働者である社員とすることも適正とは言えない。具体的には次のような例が考えられる。

ア 請負契約を締結し、社会保険にも加入していないが、例えば会社のヘルメットやユニホーム、名刺等を支給され、表向きは社員と呼ばれているもの

イ 雇用契約を締結しておらず、社会保険も加入していないが、作業員名簿上は社員（雇用）とされているもの

◎上記ア及びイの場合については、働き方の実態を働き方自己診断チェックリストで確認した上で、実態に合った取扱いとすべきである。具体的には、実態が労働者に当てはまるような働き方になっているのであれば、適切に雇用契約を締結し、労働関係法令、社会保険関係法令等の各種法令を遵守することが必要である。

⑥令和8年度以降の対応

◎働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、「適正でない一人親方の目安」を策定することを目指す。そのため、働き方自己診断チェックリストの活用のあり方等について、本ガイドラインの運用状況等を踏まえつつ更なる検討を行い、令和5年度末を目途に一定の道筋を示す。

下請企業の役割と責任

「（２）雇用する労働者の適切な社会保険への加入と一人親方への対応」

①一人親方への対応

◎施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、一人親方との関係を正しく認識した上で記載する必要があるため、「第2 元請企業の役割と責任（9）一人親方の実態の適切性の確認」に則り、適切な対応を図ること。

◎また、働き方自己診断チェックリストの活用を機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うこと。

一人親方について

「第4 一人親方について」を新設

※本ガイドラインは元請企業と下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであるが、一人親方について、建設業界として目指す一人親方の基本的な姿や一人親方が事業を継続するうえで必要と考えられる事項について明記するため新設

①働き方自己診断チェックリストを活用する場合

- ◎ 建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とするものには当たらず、建設業法の適用を受けないことに留意すること。
- ◎ 働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう建設企業に求めること。なお、当該建設企業が雇用契約の締結や社会保険の加入等に必要な手続に応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

②一人親方が事業者の立場として建設企業と請負契約を締結する場合

- ◎ 一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めること。
- ◎ その際は、見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならない。
- ◎ なお、現場作業の進め方等は一人親方に裁量があるが、元方事業者には関係請負人に対して労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に違反しないよう必要な指導を行う義務が課されているため、当該指導には従う必要があることに留意すること。

下請指導ガイドラインの改訂で追加する内容(5/5)

別紙4 働き方自己診断チェックリスト

記入者：_____
チェックリスト記入者：_____
契約の相手方／担当者²：_____

Point 1 依頼に対する諾否

仕事先から仕事を頼まれたら、
断る自由はありますか？

A ☐ 自分に断る自由がある

B ☐ 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように
決めていますか？

A ☐ 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に
自分の裁量で決定する

B ☐ 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の
具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

仕事先から仕事の就業時間
(始業・終業)を決められていますか？

A ☐ 基本的には自分で決められる

B ☐ 会社などから具体的に決められている

Point 4 代替性

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を
代わりの人に行わせることはできますか？

A ☐ 代役を立てることも認められている

B ☐ 代役を立てることは認められていない

Point 5 報酬の労務対償性

あなたの報酬（工事代金又は賃金）は
どのように決められていますか？

A ☐ 工事の出来高見合い

B ☐ 日や時間あたりいくらで決まっている

Point 6 資機材等の負担

仕事で使う材料又は機械・器具等は
誰が用意していますか？

A ☐ 自分で用意している

B ☐ 会社が用意している

Point 7 報酬の額

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、
報酬の額はどうか？

A ☐ 正規従業員よりも高額である

B ☐ 正規従業員と同程度か、
経費負担を引くと同程度よりも低くなる

Point 8 専属性

他社の業務に従事することは可能ですか？

A ☐ 自由に他社の業務に従事できる

B ☐ 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社
の仕事だけに長期にわたって従事している

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。

①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方 ②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業

記入者が①の場合

1 契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。2 請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。

記入者が②の場合

1 工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。2 一人親方の氏名を記入する。

(注意)

・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。

・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。

記入者：_____
日¹：____年__月__日

チェックリスト 記入者：_____

契約の相手方／担当者²：_____

働き方自己診断チェックリストは、現場作業に従事する際の実態を確認するため、以下の者が使用することを想定している。

①雇用契約を締結せず建設工事に従事する一人親方

②一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業

記入者が①の場合

1 契約する工事毎に当該工事を完成させる際の働き方を確認する。

2 請負契約を締結している建設企業名及び担当者名を記入する。

記入者が②の場合

1 工事を発注する前に当該一人親方の働き方を確認する。

2 一人親方の氏名を記入する。

(注意)

・働き方自己診断チェックリストで働き方を確認した結果、Bが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討する。

・記入者は元請企業等に働き方自己診断チェックリストを提出する。なお、電子媒体での提出を可能とする。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
事業所の 形態	常用労働者 の数				
法人	1人～	常用 労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人 事業主	5人～	常用 労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人～4人	常用 労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、 一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

3保険

医療保険及び年金保険

3保険

雇用保険

(医療保険と年金保険については個人
で加入)

(医療保険と年金保険については個人
で加入)※3

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。)
適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。
(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る(詳しくは、一人親方「社会
保険加入にあたっての判断事例集」参照)

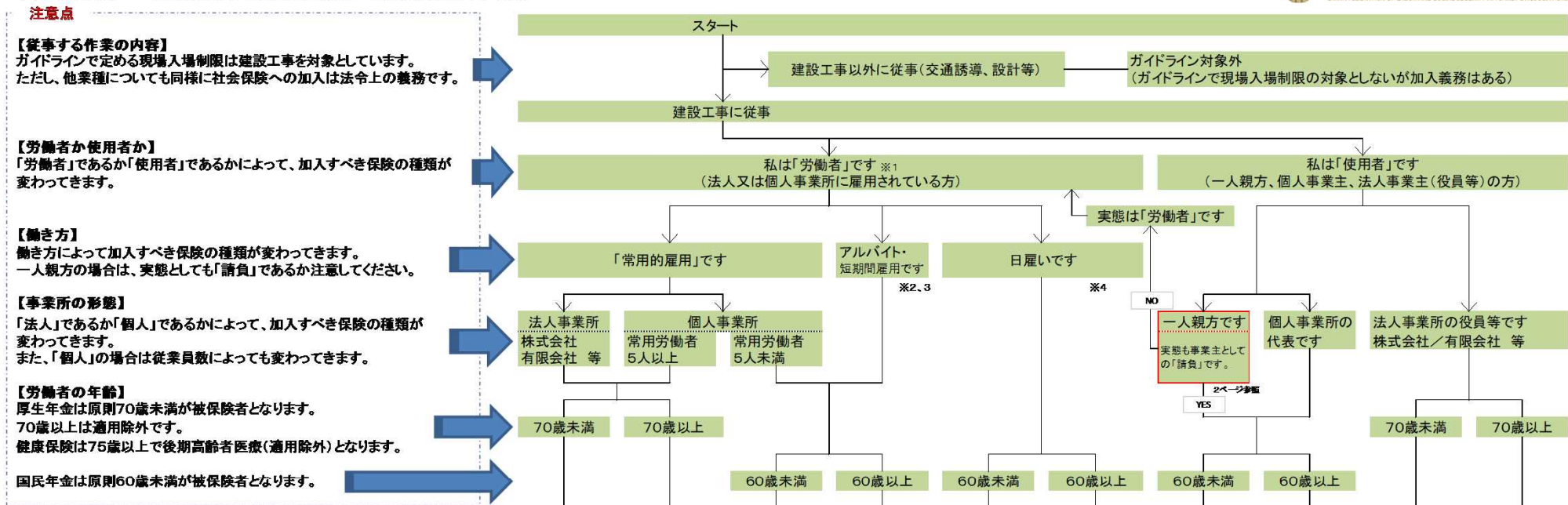
■ : 個人の責任において加入するもの

「適切な保険」を確認するためのフローチャート

(参考)平成30年1月26日事務連絡資料

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。



保険の種類		加入によるメリット		A		B		C		D		E		F		G		H		I		J	
労働保険	雇用保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のため仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。		雇用保険		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合 (建設関係等)※6		(雇用保険)※5		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設関係等)		日雇雇用保険		国民健康保険 又は 日雇特別被保険者		適用除外							
社会保険	医療保険 (健康保険)	業務外での病気やケガにより仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。また、産前産後休業で給与が支払われない場合に給付金を受け取ることができる。														国民健康保険 国民健康保険組合 (建設関係等)		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合 (建設関係等)※6					
	年金保険	老後に給付金を受け取ることができる老齢年金のほか、もしもの時のための障害年金や遺族年金など、家族の生活への保障もある。厚生年金は国民年金よりも給付金額や支給要件が手厚くなっている。		厚生年金		適用除外		国民年金		適用除外		国民年金		適用除外		国民年金		適用除外		厚生年金		適用除外	
右表はガイドラインにおける「適切な保険」の範囲です。 「●」がついている保険について、 作業員が適切な保険に加入しているかチェックしてください。 適切に加入していない場合：元請：下請に対して加入指導 下請：自社の労働者を加入させる				区 分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J									
				雇用保険	●	●	●	●	※7	※7	—	—	—	—									
				医療保険	●	●	※7	※7	※7	※7	●	●											
				年金保険	●	—	※7	—	※7	—	●	—											
(参考)	労災保険	業務上や通勤途中のケガや病気に対して給付される。		元請が一括して加入(現場労災)										特別加入									

※1 事業主と同居する家族従事者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は加入できず、労災保険は特別加入となります。
※2 アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は協会けんぽや厚生年金への加入が必要です。
※3 短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者です。
※4 日雇労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働報酬を受け取る者です。
※5 1週間の労働時間が20時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。
※6 法人や常時5人以上使用する個人事業主であっても、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイドライン上も適切な保険として扱われます。
※7 これらの保険はガイドラインの対象とはしていませんが、法令により個人での加入が求められています。

*ガイドライン「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」
■ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの □ 個人で加入するもの

働き方自己診断チェックリストの運用方法(1/2)

事前説明

働き方自己診断チェックリスト（以下、チェックリスト）の記入を依頼する際に、以下の趣旨と注意事項を事前に説明すること。

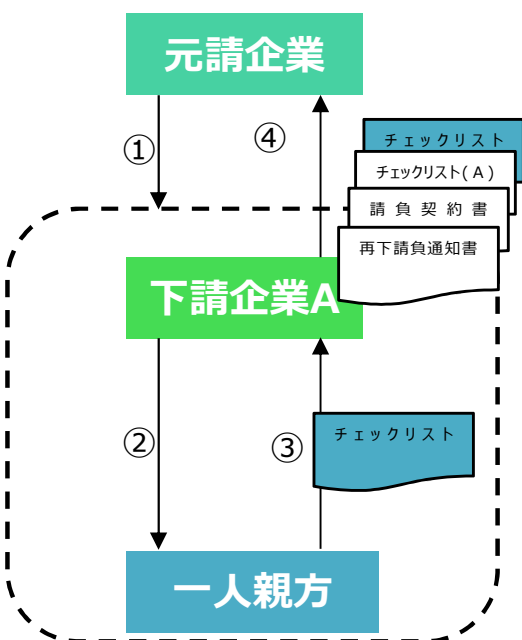
趣旨

適切な施工体制台帳の作成や労災保険料の算出のため、工事を請け負う個人事業主として現場に入場するのか、実態が雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として現場に入場するのかを確認するため。

注意事項

チェックリストを記入する際には、実態に即して記入すること。

ケース1 施工体制台帳を作成する工事での確認



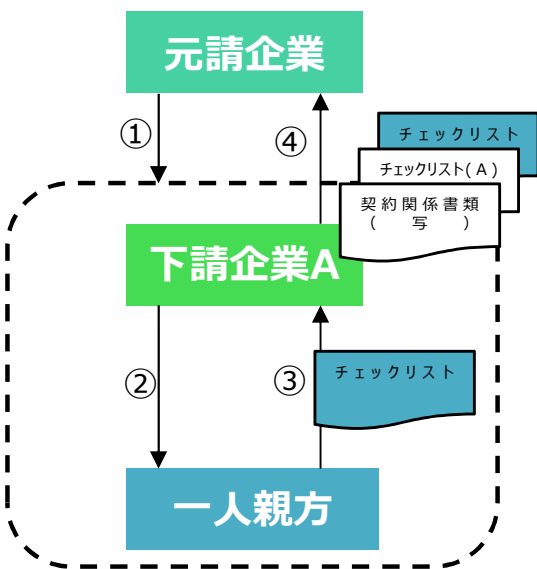
- ① 元請企業は施工体制台帳の作成建設工事の通知時に②～④を行うよう働きかける。なお、元請企業が直接一人親方と請負契約を締結する場合は、②～④の手順に準じて一人親方の働き方を確認すること。
- ② 一人親方と直接、請負契約を締結する企業（以下、A企業とする）は、一人親方に工事を依頼する前にチェックリストで一人親方の働き方を確認・記入する。
- ③ 一人親方は請負契約を締結する前の見積時に、当該工事を完成させる際の働き方をチェックリストで確認・記入し、A企業に提出する。
- ④ A企業は一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書、A企業及び一人親方が記入したチェックリストを元請企業に提出する。下請企業が数次にわたる場合は、上位発注者を通じて元請企業に提出する。
- ⑤ 元請企業は請負契約書とチェックリストの内容を確認するとともに、現場入場等の機会を通じて一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。
- ⑥ 契約書の内容が建設工事の完成を目的とした契約で無い場合やチェックリストの結果が労働者と考えられる場合、元請企業はA企業に対して雇用契約の締結等を促す。

注意

- ②の手順において、A企業はチェックリストで一人親方の働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は、適切に雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。
- ③の手順において、一人親方はチェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うようA企業に求めること。なお、A企業が必要な手続きに応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

働き方自己診断チェックリストの運用方法(2/2)

ケース2 施工体制台帳の作成を要しない工事での確認



- ① 元請企業は見積依頼の際に、一人親方に工事を依頼する下請企業がいる場合は②～④を行うよう働きかける。なお、元請企業が直接一人親方に見積依頼を行う場合は、②～④の手順に準じて一人親方の働き方を確認すること。
- ② 一人親方と直接、注文書及び請書による相互交付を行う企業（以下、A企業とする）は一人親方に工事を依頼する前にチェックリストで一人親方の働き方を確認・記入する。
- ③ 一人親方を見積を依頼された際に、当該工事を完成させる際の働き方をチェックリストで確認・記入し、A企業に提出する。
- ④ A企業は見積書を元請企業に提出する際に、一人親方から提出された契約関係書類の写し、A企業及び一人親方が記入したチェックリストを提出する。下請企業が数次にわたる場合は、上位発注企業を通じて元請企業に提出する。
- ⑤ 元請企業はチェックリストと契約関係書類の写しの内容を確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。その結果、建設工事の完成を目的とした作業で無い場合やチェックリストの結果が労働者と考えられる場合、元請企業はA企業に対して雇用契約の締結等を促す。

注意

- 契約関係書類の写しとは、A企業と一人親方の間で交わされた見積書、基本契約書、注文書や請書を想定している。
- ②の手順において、A企業はチェックリストで一人親方の働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は、適切に雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。
- ③の手順において、一人親方はチェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うようA企業に求めること。なお、A企業が必要な手続きに応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

ケース3 新規入場者教育等での確認

- ① 元請企業は新規入場者教育時の新規入場者調査票等で一人親方かそうでないかを確認する。
- ② 一人親方には「働き方自己診断チェックリスト」で働き方を確認し、チェックリストの提出を求める。
- ③ チェックリストに多く該当する場合は、A企業に対して雇用契約の締結等を促す。

補足

- ◆ 直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。
- ◆ 施工体制台帳の作成を要する工事の場合はケース1またはケース3のいずれかを選択する。施工体制台帳の作成を要しない工事の場合はケース2またはケース3のいずれかを選択する。